

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口減少社会において本市の人口は52万人前後を維持しているが、中・長期的には人口減少・高齢化による労働力の減少など、人口構造問題は避けて通れない課題となっている。

産業構造については、国内最大級の内陸型工業団地を有し、製造業における製造品出荷額は全国的に高い水準であり、付加価値額は製造業だけではなく、商業・サービス業など幅広い業種で中核市の上位に位置している。

一方、今後、労働人口が減少するなかにあって、中小企業が経営を維持するためには、先端設備等の導入やICTなどの技術活用といったデジタル化によるさらなる生産性の向上が必要である。

こうした中、本市の今後5年間の中小企業振興を図るための計画として、令和4年度に「第2次うつのみや中小企業振興プラン」を策定し、本市の地域経済を支える中小企業のDXの推進・GXの促進による生産性向上や持続的な成長等につながる中小企業振興策を設定している。

(2) 目標

本市は、導入促進基本計画を策定し、中小企業の実態調査等導入計画を認定することにより生産性の向上を促進する。なお、本市においては、先端設備等導入計画を2年間で50件以上認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の設備投資を支援するため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象業種は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、全ての業種を対象とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定を確保するため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者の先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。